

■ 太田税務署から確定申告に関するお知らせ

感染症対策にご協力ください

申告会場への入場には 入場整理券が必要です

太田税務署では、申告会場の混雑緩和のため、入場整理券(太田税務署で当日配布または、事前に国税庁LINE公式アカウント(LINEアプリで右下QRコードを読み取り「友だち追加」より発行)をお持ちの上、ご来場ください。



【お願い】▽マスクの着用、手指消毒、入場時の検温、少人数での来場にご協力ください。▽体調が優れない方は来場をお控えください。

申告書を自分で作成しませんか？

確定申告は自宅から パソコン・スマートフォンで！

〈手順①〉…国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」(右QRコードよりアクセス可)へ接続する。

〈手順②〉…画面の案内に従い申告書を作成する。

〈手順③〉…作成した申告書を、国税庁ホームページからe-Taxで送信または、書面で印刷して太田税務署へ送付する。※「ID・パスワード方式の届出完了通知」や、[マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン](#)をお持ちの方は、e-Taxでの申告が可能です。



案内に従い入力すればいいから簡単♪



いつでも自宅から申告できて便利! 感染症対策にもなりますよ!

所得税・個人消費税・贈与税

【申告受け付け・申告相談の日程】

期間▼2月16日(水)から3月15日(火)まで(土・日曜日、祝日を除く)

受付時間▼午前8時30分～午後4時 ※▽相談内容が複雑な場合は、[午後3時ごろまで](#)にお越しください。▽相談が午後5時を過ぎると再度お越しいただく場合があります。▽会場の状況により、後日の来場をお願いすることや受付終了時間が早まる場合があります。

場所▼太田税務署

その他▼▽申告書の作成には時間がかかるため、お早めにお越しください。▽駐車場の混雑が予想されるため、公共交通機関のご利用にご協力ください。

還付申告の方の申告相談は、すでに受け付けを開始しています!



特設会場における申告受け付け・申告相談

期日▼2月20日(日)・27日(日)

受付時間▼午前8時30分～午後4時 ※会場の状況により受付終了時間が早まる場合があります。

場所▼中央ビル(水戸市泉町2-3-2)

その他▼▽現金納付の窓口はありません。▽駐車場はありませんので公共交通機関をご利用ください。

【公的年金等を受給している方へ】

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。※▽所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例:純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。▽所得税の確定申告が不要となる場合であっても、[住民税の申告が必要な場合があります](#)。

【消費税の申告をする方へ】

消費税の確定申告書を作成するには、令和元年10月1日以降の取引について、売り上げや仕入れ等を税率(軽減税率8パーセント、標準税率10パーセント)ごとに区分して記帳するなどの経理(区分経理)を行った帳簿が必要となります。また、令和元年分からは、消費税確定申告書を作成するには、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要となります。

【問い合わせ】▽確定申告などに関すること…太田税務署(〒313-8686 常陸太田市金井町3662 ☎0294-72-2171 ※自動音声で案内しますので「0」を選択してください。) ▽「確定申告書等作成コーナー」の操作などに関すること…「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901 月曜日～金曜日(祝日を除く))